

(I3-2) 土木学会有識者会議運営規則

(平成23年9月16日 制 定)

(総則)

第1条 この規則は、土木学会運営規程第7条の規定による土木学会有識者会議（以下「有識者会議」という。）の運営について定める。

(構成)

第2条 有識者会議は、前会長及び委員12名程度をもって構成する。

2 有識者会議の議長は前会長とする。

3 委員は、正副会長会議が選任する。

4 委員は、土木分野以外の有識者及び土木分野の専門家とし、委員の半数程度を土木分野以外の有識者とする。

(任期)

第3条 任期は、次のとおりとする。

(1) 前条第2項に定める議長の任期は1年とする。

(2) 前条第3項に定める委員の任期は2年とし、原則として、毎年、約半数を改選する。

2 任期の区切りは、就任後、前項で定める期間内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときとする。

(会議の運営)

第4条 有識者会議は、議長が招集し、年2回程度開催する。

(規則の変更)

第5条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則 (平成23年9月16日 理事会議決) この規則は、平成23年9月16日から施行する。